

令和3年8月2日

和泉市立学校保護者の皆さまへ

和泉市教育委員会
教育長 小川 秀幸

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた
緊急事態宣言に伴う市立学校の対応について

みだしの件について、大阪府教育長からの要請や和泉市内の感染状況を踏まえ、学校教育活動について、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、下記のとおりといたします。

なお、新型コロナウイルス対策については、日々状況が変化しているため、必要に応じて対応の変更が生じる場合があります。ご理解、ご協力賜りますようお願いいたします。

記

1. 分散登校や短縮授業は行わず、通常形態（1教室40人程度）を継続します。
ただし、感染リスクの高い教育活動（室内で近距離での合唱や管楽器演奏、密集する運動や組み合ったり接触したりする運動等）は実施しません。
2. 府県をまたぐ教育活動（修学旅行や校外学習等）や府内における校外活動等について、感染防止対策を徹底しながら実施します。ただし、移動先の都道府県が大阪からの受け入れを拒否している場合は、中止または延期します。ただし、感染リスクの高い活動は実施しません。
3. 部活動については、感染防止対策を徹底しながら、実施します。また、感染リスクの高い活動は原則実施しません。
4. 期間は、令和3年8月2日（月）から令和3年8月31日（火）までとします。

【ご家庭におけるお願い】

- 引き続き、児童生徒の健康管理については、ご家庭で検温を実施し、発熱等風邪症状がある場合は、登校を控えてください。また、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校は控えてください。（欠席ではなく、出席停止扱いとします。）
- その場合、お近くのかかりつけ医へ、夜間・休日やかかりつけ医がいない方などは「新型コロナ受診相談センター（06-7166-9911）」または和泉保健所（0725-41-1342）へご相談いただき、相談結果について学校へ報告いただきますようお願いいたします。
- 体調不良等での医療機関受診におけるPCR検査や、濃厚接触者等に特定されたことによるPCR検査を受けることになった場合、検査受検理由、受検日、結果判明予定日、自宅待機期間等について、学校へ速やかに連絡をお願いします。
- うわさ等、風評被害により、人権侵害につながることをのらないよう、ご配慮をお願いいたします。